

報告書（素案）

第 1 章 高等学校改革等の動向**1. 背景****(1) 高等学校教育を取り巻く社会の状況****(高校生の多様化)**

高等学校は、既に進学率が約 99%に達し、今日では中学校を卒業したほぼ全ての生徒が進学する教育機関となっており、全ての高校生が社会で生きていくために必要となる力を共通して身に付けられるよう「共通性の確保」を図りつつ、生徒一人一人の特性等に応じた多様な可能性を伸ばすための「多様性への対応」を併せて進めることによって、高等学校教育の質の確保・向上を目指すことが求められている¹。

また、高等学校にも通級による指導を受けるなど、発達障害のある生徒を含めて、特別な支援を必要とする生徒が一定数在籍している。さらに、日本語指導を必要とする生徒も増加しているなど、高校生の多様化に対応した環境整備を進めていくことが重要となっている。

(産業構造や社会システムの急激な変化)

人工知能 (AI)、ビッグデータ、Internet of Things (IoT)、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられた Society5.0²時代が到来しつつあり、産業構造や社会システムなど、社会の在り方そのものがこれまでとは「非連続的」とも言えるほどに急激に変化する状況が生じつつある。このような時代において、我が国の学校教育には、一人一人の生徒が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められている³。

(少子化の影響)

我が国の 18 歳人口は、2016 年時点で 120 万人程度（ピークは 1990 年頃の 200 万人超）となっており、今後、2030 年には約 100 万人、さらに 2040 年には、2016 年のおよそ 2/3 に当たる約 80 万人まで減少するという推計となっており、一層の少子化が進行することが想定されている。このような中、高等学校の学校数及び生徒数は減少傾向にあり、少子化の進行によって、高等学校としての教育的機能の維持が困難となっている地域・学校も存在しており、高等学校の特色化・魅力化が求められている。

¹ 「新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ（審議まとめ）～多様な生徒が社会とつながり、学ぶ意欲が育まれる魅力ある高等学校教育の実現に向けて～」より一部引用。

² サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する社会。狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く新たな社会を指すもの。

³ 「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」(答申素案)より一部引用。

(2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を通じて再認識された高等学校の役割・在り方

我が国を含めた世界各国で新型コロナウイルスの感染が爆発的に拡大する状況が発生し、今もなお、世界各国は深刻な危機に直面している。我が国の学校教育においては令和2年3月以降、感染拡大防止のための学校の臨時休業措置が取られ、地域によっては約3か月もの長期にわたって生徒が学校に通えない状況となるとともに、現在も高等学校における教育活動全般に影響を及ぼしている。

こうした事態を経験した中、改めて、高等学校が、学習機会と学力を保障するという役割のみならず、生徒にとって安全・安心な居場所を提供するという福祉的機能、生徒の社会性・人間性を育むといった社会的機能を有するなど、これまで当たり前のように存在していた高等学校の持つ役割・在り方が再認識されている⁴。

一般の臨時休業措置のような特殊な状況下においては生徒の学びを保障するために、遠隔・オンライン教育の活用を含めた柔軟な取組が行われたところであり、高等学校が持つ役割を最大限に果たす観点から、遠隔・オンラインか対面・オフラインかという二元論に陥ることなく、教室における対面指導が効果的なもの、地域社会における学びが効果的なもの、オンラインでの学習が効果的なもの等を最適に組み合わせることにより、全ての生徒の可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びを支援していくことが重要である。

本協力者会議でも、遠隔・オンラインによる教育の有効性を認識する一方で、実験・実習等の機会や生徒同士の学び合う場面などにおける対面指導の重要性を認識するとともに、人間関係を構築し、多様な価値観に触れ合う視点等から、生徒たちが集い、学び、生活する学校という場を豊かにしていく必要性を再認識したものであり、適切な感染防止対策を講じつつ、学校施設の整備を着実に推進していく必要がある。

2. 近年の教育の動向

(1) 新時代に対応した高等学校改革

中央教育審議会においては、平成31年4月に文部科学大臣から「新しい時代の初等中等教育の在り方について」諮問されたことを受けて、新しい時代の高等学校教育の在り方について集中的に調査審議を進めるため、「新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ」(以下「ワーキンググループ」という。)を「新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会」の下に設置した。ワーキンググループでは、令和2年11月、多様な生徒が社会とつながり、学ぶ意欲が育まれる魅力ある高等学校教育の実現に向けて、審議まとめを取りまとめた。

今後、文部科学省において、同審議まとめを踏まえ、各教育委員会、高等学校における取組を支援するべく各般の条件整備に取り組むことが期待されている。

⁴ 「新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ(審議まとめ)～多様な生徒が社会とつながり、学ぶ意欲が育まれる魅力ある高等学校教育の実現に向けて～」より一部引用。

【審議まとめ等⁵に示された方策のポイント】

◆高校生の学習意欲を喚起し、可能性及び能力を最大限に伸長するための各高等学校の特色化・魅力化（各学科に共通して取り組むべき方策）

- ・現代的な諸課題に対応し、20年後・30年後の社会像を見据えて必要となる資質・能力の育成
- ・中山間地域や離島等に立地する高等学校における多様な教育資源の活用（地域社会との連携・協働、遠隔授業も活用した教育課程の共通化・相互互換）
- ・スクール・ミッションの再定義（各高等学校の存在意義・社会的役割等の明確化）
- ・各高等学校の入口から出口までの教育活動の指針としてスクール・ポリシーの策定
- ・地域社会や高等教育機関、企業等の関係機関と連携・協働した学びの実現

（学科の特質に応じた教育活動の充実強化）

- ・「普通教育を主とする学科」の種類弾力化・大綱化（普通科の特色化・魅力化を推進する観点から、普通科以外の学科の設置を可能化。例えば、学際的な学びに重点的に取り組む学科や、地域社会に関する学びに重点的に取り組む学科など特色・魅力ある学びに取り組む学科を各設置者の判断によって設置可能化）
- ・職業教育を主とする学科における地域の産官学が一体となった人材育成の在り方の検討や教育課程の開発・実践、産業教育施設・設備の計画的な整備
- ・新しい時代に求められる総合学科における学びの推進

◆定時制・通信制課程等における多様な学習ニーズへの対応と質保証）

- ・多様な生徒が在籍している現状を踏まえたきめ細かな対応（専門スタッフの充実や関係機関との連携強化、ICTの効果的な活用等によるきめ細かな指導・支援）
- ・教育課程の編成・実施の適正化、サテライト施設の教育水準の確保など、高等学校通信教育の質保証を徹底

◆STEAM教育等の教科等横断的な学習の推進による資質・能力の育成

- ・「各教科での学習を実社会での問題発見・解決にいかしていくための教科横断的な教育」とされるSTEAM教育について、STEAM分野が複雑に関係する現代社会に生きる市民として必要となる資質・能力の育成を志向する側面に着目し推進
- ・「総合的な探究の時間」や「理数探究」との共通点が多く、新学習指導要領に基づき、地域や関係機関と連携・協働しつつ、生徒や地域の実態にあった探究学習を充実

⁵ 上記の方策のうち、「STEAM教育等の教科等横断的な学習の推進による資質・能力の育成」については、中央教育審議会答申素案「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～の「3. 新時代に対応した高等学校教育等の在り方について」に示されたものである。

(2) 新学習指導要領の着実な実施 —主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善等—

学習指導要領は、時代の変化や子供たちの状況、社会の要請等を踏まえ、これまでおよそ10年ごとに改訂されてきた。

平成30年3月、以下に掲げる理念やポイント、考え方等を踏まえつつ、高等学校学習指導要領が改訂され、令和4年度から年次進行で実施されることとなる。新学習指導要領の着実な実施に向けて、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が行われる必要がある。

これからの教育課程の理念

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしながら、社会との連携・協働によりその実現を図っていく。

<社会に開かれた教育課程>

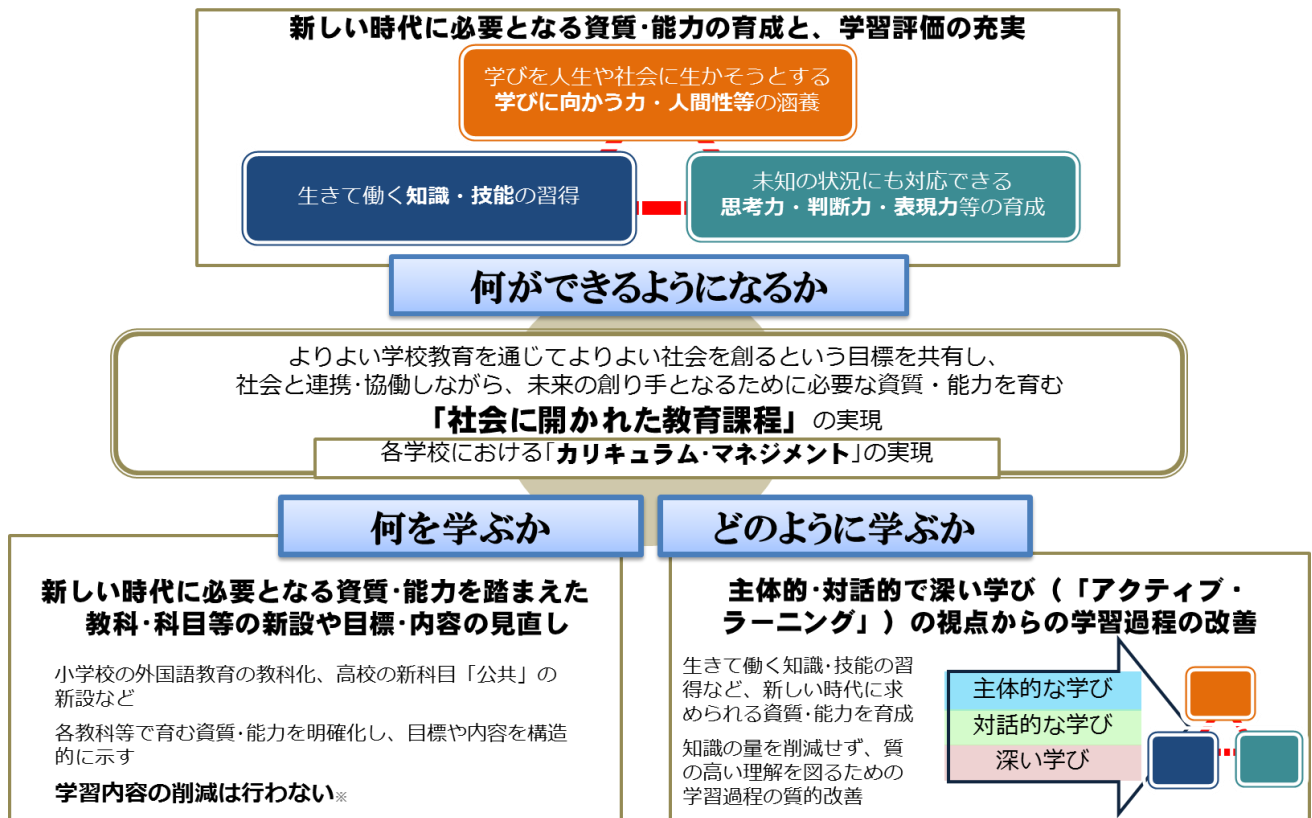
- ① 社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。
- ② これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自分の人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育ていくこと。
- ③ 教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。

改訂のポイント

(基本的な考え方)

- 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を活かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視。
- 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成。
- 高大接続改革という、高等学校教育を含む初等中等教育改革と、大学教育改革、そして両者をつなぐ大学入学者選抜改革の一体的改革の中で実施される改訂。

新学習指導要領改訂の考え方



※高校教育については、些末な事実的知識の暗記が大学入学者選抜で問われることが課題になっており、そうした点を克服するため、重要用語の整理等を含めた高大接続改革等を進める。

（高等学校学習指導要領の主な改訂内容）

（すべての学校種及び各教科等に共通なもの）

- ・ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
- ・ 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立
- ・ 言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。）、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力の育成

（高等学校特有のもの）

- ・ 国語科における科目の再編
- ・ 地理歴史科における「歴史総合」「地理総合」の新設
- ・ 公民科における「公共」の新設
- ・ 共通教科「理数」の新設
- ・ 総合的な探究の時間への見直し
- ・ 情報科における共通必修科目「情報Ⅰ」の新設

（3）「令和の日本型学校教育」の構築に向けた改革の方向性

現在、中央教育審議会において、新しい時代の初等中等教育の在り方について検討が進められ、全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現の

ための改革の方向性が示されているところであり、これらの方向性を踏まえて、これからの高等学校施設の在り方を整理していく必要がある。

(改革の方向性の柱)

- ・ 学校教育の質と多様性、包摂性を高め、教育の機会均等を実現する
- ・ 連携・分担による学校マネジメントを実現する
- ・ これまでの実践と ICT との最適な組み合わせを実現する
- ・ 履修主義・修得主義等を適切に組み合わせる
- ・ 感染症や災害の発生等を乗り越えて学びを保障する
- ・ 社会構造の変化の中で、持続的で魅力ある学校教育を実現する

(4) 学校教育の基盤的ツールとしての ICT 環境の整備

「令和の日本型学校教育」を構築し、全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びを実現するためには、学校教育の基盤的なツールとして、ICT は必要不可欠なものである。このため、一人一台の端末環境及び高速大容量通信ネットワーク環境を一体的に整備する「GIGA スクール構想」を実現し、これまでの実践と ICT とを最適に組み合わせることで、これからの学校教育を大きく変化させ、様々な課題を解決し、教育の質の向上につなげていくことが求められている。

ポストコロナの段階における新たな学びの実現 (イメージ)

対面指導の重要性、遠隔・オンライン教育等の実践で明らかになる成果や課題を踏まえ、発達段階に応じて、ICTを活用しつつ、教師が対面指導と家庭や地域社会と連携した遠隔・オンライン教育とを使いこなす (ハイブリッド化) ことで協働的な学びを展開する。



※本イメージには高等学校以外にも、義務教育段階の事例も含むものである。

(5) チームとしての学校と学校における働き方改革の推進

平成 27 年 12 月に取りまとめられた中央教育審議会答申「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」において、校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、子供たちに必要な資質・能力を確実に身に付けさせることができる学校（チームとしての学校）の姿が示され、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員が法令上位置付けられるとともに、複数の学校の事務業務を共同で行う「共同学校事務室」の設置が制度化されるなど、必要な法令改正が行われた。

また、平成 31 年 1 月に取りまとめられた中央教育審議会答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」において、教師のこれまでの働き方を見直し、教師が自らの授業を磨くとともに、その人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになるという、学校における働き方改革の目的を実現するための総合的な方策が示された。この答申を踏まえ、文部科学省において、答申の具現化に向けた取組が行われている。

(6) 学校と地域の連携・協働

平成 27 年 12 月に取りまとめられた中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」において、地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」への転換の必要性や、地域の様々な機関や団体等がネットワーク化を図りながら学校との協働活動を推進する「地域学校協働本部」の整備等が提言された。このことを受け、各教育委員会に、保護者や地域住民が学校運営に参画する仕組みである学校運営協議会を設置することが努力義務化されるとともに、地域学校協働活動に関する連携協力体制の整備や「地域学校協働活動推進員」に関する規定が整備されるなど、必要な法令改正が行われた。

また、学校は子供たちの学習の場であるのみならず、地域コミュニティ形成の核となる等の多様な役割を担っていることを踏まえ、地域の実情に応じ、地域住民が利用することも念頭に置きながら、安全・安心で質の高い施設整備を行い、コミュニティスペース等の活用を進めることも求められている。

さらに、高等学校においては、地域社会や高等教育機関、企業等の関係機関と連携・協働した高度な学びの実現が求められている。

(7) インクルーシブ教育システムの構築、生徒の多様化への対応

近年では、障害、性別、国籍、経済上の理由などにかかわらず、「共に育つ」ことを基本理念として、物理的・心理的なバリアフリー化を進め、インクルーシブな社会環境を整

備していくことが求められており⁶、学校においても、障害等の有無にかかわらず、誰もが支障なく学校生活を送ることができるよう環境を整備していくことが求められている。

また、「障害者基本法」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」などの関連法の整備が進められたほか、令和2年5月には、改正バリアフリー法⁷が成立・公布されるなど、インクルーシブ教育システムの理念の実現に向け、障害のある生徒の教育環境の充実が求められている状況である。

また、外国籍の生徒に加え、日本国籍ではあるが日本語指導を必要とする生徒も増加しているとともに、性同一性障害や性的志向・性同一性に係る生徒に対するきめ細かな対応の実施が求められるなど、高校生の多様化に対応した環境整備を進めていくことが重要となっている。

3. 学校施設を取り巻く現況

(1) 激甚化・頻発化する災害への対応

近年、気候変動等の影響により、地震のみならず、台風や集中豪雨等の発生など、災害が多様化・頻発化・激甚化しており、予め災害に対する安全性を確保することはもとより、災害時の適切な避難経路を確保し、良好な避難生活を送ることができる学校施設を整備していくことは、災害の多い我が国の将来になくしてはならないものである⁸。

文部科学省の調査では、公立高等学校の約75%程度が災害時の避難所に指定⁹されており、学校施設がその役割を十分に果たしていくためにも、学校施設のバリアフリー化や自家発電設備、情報通信環境の整備など、避難所としての防災機能を一層強化していくことが必要とされている。また、都道府県立の高等学校は、都道府県と市町村の役割分担の下、災害時の帰宅困難者の一時滞在施設となることがある。

今後の避難所としての機能を果たすために必要となる施設設備等の整備については、教育委員会等の関係者間の連携体制の下、防災担当部局¹⁰が中心となって、避難所として想定される学校ごとに、その位置付け・役割を地域防災計画上明確にし、あらかじめ整備すべき施設設備等や整備の優先順位について検討した上で、学校の防災機能強化のために必

⁶ 障害者の権利に関する条約、SDGs（持続可能な開発目標、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと）等において、このような考え方が示されている。

⁷ 令和2年5月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）の一部改正が行われるとともに、同年10月には同法施行令の一部改正が行われ、公立小中学校等について、一定規模以上の新築等を行う場合は、建築物移動等円滑化基準の適合義務対象となった。この点に関する改正バリアフリー法及び同法施行令の施行は令和3年4月1日。

⁸ 新型コロナウイルス感染症の拡大のおそれがある中での避難所の開設については、これらの他にも感染症対策に万全を期すことが重要であり、内閣府等により十分なスペースの確保や、避難所全体のレイアウト・動線等について助言が行われているところである。内閣府・防災情報に係るHP：<http://www.bousai.go.jp/>

⁹ 災害対策基本法に基づく指定避難所の指定が行われていない場合は、従来の地域防災計画に基づく「避難所」を含む（文部科学省調査、平成31年4月1日現在）。

¹⁰ 防災担当部局：避難所の指定は市町村長が行うこととなっているから、原則として、学校の所在する市町村の防災担当部局をいう。

要な整備を推進する必要がある。

(2) 防災・減災、国土強靱化の推進

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成 25 年法律第 95 号）に基づく「国土強靱化基本計画」（平成 26 年 6 月 3 日閣議決定、平成 30 年 12 月 14 日改訂）において、学校施設については、天井等非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策、さらに、指定避難所となる施設等については、自家発電設備、備蓄倉庫の整備や代替水源・エネルギー・衛生環境の確保、バリアフリー化等による防災機能強化を推進していくこととされている。これに基づき「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」（平成 30 年 12 月 14 日閣議決定）においても、天井等非構造部材を含めた耐震対策等を推進してきた。

さらに、令和 2 年 12 月には「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」が閣議決定され、現在実施している 3 か年緊急対策後も、学校施設の耐震化や避難所となる施設の防災機能の強化など、引き続き、国土強靱化に関する対策を加速化・深化させるための取組について、重点的・集中的に推進していくこととされている。

(3) インフラ長寿命化基本計画

我が国では、高度成長期以降に集中的に整備された公共施設やインフラが今後一斉に老朽化を迎える。例えば、今後 10 年で、建設後 50 年以上経過する道路橋の割合が約 27% から約 52% になるなど、老朽化の割合が加速度的に増加することが見込まれている。

このため、国は「インフラ長寿命化基本計画（平成 25 年 11 月）」（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議）を策定し、今後、約 800 兆円に及ぶインフラストックの老朽化への的確に対応するため、国や地方公共団体等が一丸となって戦略的な維持管理・更新等に取り組んでいるところである。

公立高等学校施設においても昭和 40 年代後半から 50 年代にかけて建設された校舎等が一斉に更新時期を迎えてきており、経年 25 年以上の建物が全体の 8 割を占めるなど深刻な老朽化に悩まされているところであり、インフラ長寿命化基本計画等を踏まえ各学校設置者が策定した個別施設毎の長寿命化計画（以下「個別施設計画」という。）に基づき、適切に維持管理等を行っていくことが求められている。

なお、個別施設計画は、単に策定する段階から、充実化させる段階に既に移行しており、公的ストックの最適化の観点による施設整備の方針を適時計画に反映していくなど、計画の実質化と着実な実行を推進していくことが求められている。

※第 1 章に関わるデータ等は参考資料として末尾にまとめて掲載予定

第2章 これからの高等学校施設の在り方

現行の高等学校施設整備指針においては、高等学校施設が教育を行う場のみならず、生徒が長時間過ごす生活の場であり、最も身近な公共施設であることを踏まえ、必要な施設機能を確保するため、計画及び設計上の留意事項が安全面や機能面、防災面など網羅的に記載されている。

一方で、現在の学校を取り巻く環境は、第一章で記載のとおり急激に変化しており、現状で記載された留意事項で対応できないもの、すでに記載された留意事項を更に充実すべきものについて絶えず検討していくことが求められる。

これからの高等学校施設については、予測困難な時代の中で、新しい時代に対応した高等学校教育の姿を実現していくことを基本とし、それらを具体化する施設環境を創造していくことが重要であり、特色・魅力ある高等学校づくりを推進していくための施設環境の整備や、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する施設環境の整備などへの対応が必要である。また、学校運営に多様な専門スタッフが参画するための場や、地域と学校の連携・協働に向けて様々な地域住民やボランティア等が集う場としての対応も必要となっている。

他方で、学校施設を含めた公共施設・公共インフラは一斉に老朽化している。また、少子高齢化や人口減少が進行しており、学校設置者は、総人口や年代別人口についての今後の見通しや、維持管理・更新等に係る中長期的な経費や財源の見込み等を踏まえて、地域における公共施設全体の在り方を検討することが求められている。高等学校施設についても、将来のまちづくりを見据えた、地域社会や高等教育機関等の関係機関と連携・協働した、地域の拠点としての役割を踏まえた検討が求められている。

今後の学校施設は、このような多様な学びや活動等に対応するものとして、また、社会環境等の変化に対応できるものとして、柔軟性・可変性を持ったものでなければならない。

このような状況を背景とした上で、これまでの高等学校施設整備指針や報告書における留意事項等を踏まえつつ、今後の高等学校改革などの動きを捉えた高等学校施設のビジョンとして、今後の高等学校施設整備において更に充実を図るべきことについて、以下のとおり検討を行った。

これからの高等学校施設の在り方

【今後の高等学校施設整備の方向性】

1. 特色・魅力ある高等学校づくりを推進するための施設整備
2. 生徒の主体的な学習活動を支援する施設整備

3. 情報化や国際化の進展に対応できる施設整備
4. 安全でゆとりと潤いのある施設整備
5. 地域の人材育成、生涯学習の場としての役割やまちづくりにも配慮した施設整備

【今後の高等学校施設整備において考慮すべき視点】

- ◆ 新時代に対応した高等学校改革への対応
- ◆ 新学習指導要領等への対応
- ◆ 創造性を育む教育 ICT 環境の実現
- ◆ 学校施設の安全性や衛生環境等の確保
- ◆ インクルーシブ教育システムの構築、生徒の多様化への対応
- ◆ チームとしての学校と学校における働き方改革の推進
- ◆ 地域との連携・協働の推進

以下、上記の「今後の高等学校施設整備において考慮すべき視点」を取り込みながら、今後の高等学校施設整備の方向性について整理することとする。

1. 特色・魅力ある高等学校づくりを推進するための施設整備

(1) 教育目標や運営方針等に基づく施設計画

- ・ 産業構造や社会システムの激変、少子化の進行等の社会経済の有り様等を踏まえ、新時代に対応した高等学校教育の姿として、生徒の学習意欲を喚起し、可能性及び能力を最大限に伸長するための各高等学校の特色化・魅力化を進めていくこととなる。
- ・ 今後、各設置者において、スクール・ミッションの再定義や、各高等学校においてその入口から出口までの教育活動の指針となるスクール・ポリシーの策定が進められることとなるが、学校施設の整備においても、Society5.0 の到来などの社会状況の変化や各地域の実情を踏まえ、それぞれの高等学校の特色ある教育目標や運営方針等を反映した施設計画とすることが重要である。

(2) 高等学校改革を踏まえた施設計画

- ・ 今後、高等学校改革の一環として、「普通教育を主とする学科」の弾力化・大綱化が進められ、学際的な学びに重点的に取り組む学科や、地域社会に関する学びに重点的に取り組む学科など、特色・魅力ある学びに取り組む学科を各設置者の判断によって設置可能化されることとなることも踏まえ、各高等学校における特色・魅力ある教育に対応した施設計画とすることが重要である。
- ・ 特色・魅力ある教育活動のために、地域社会や高等教育機関、企業等との連携・協働を推進していくことが求められており、様々な人材を受け入れ、教育活動への多様な活力の導入・活用を促す諸室の整備等を計画していくことが重要である。

(本章5. 地域との連携・協働の視点としても整理)

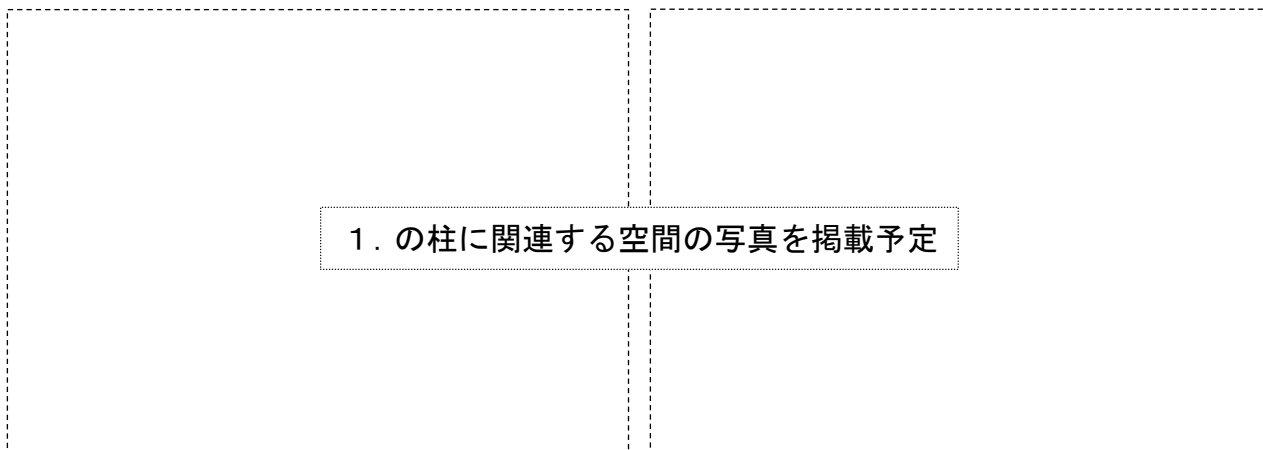
- ・ 中山間地域や離島等に立地する高等学校は、地域社会との連携・協働によって当該地域ならではの学びを実現するとともに、ICT も活用して複数の高等学校が教育課程の共通化・相互互換を図るなど、様々な教育資源を活用することによって、小規模高等学校単独ではなし得ない特色・魅力ある教育に取り組む¹¹ことが求められており、こうした学校の施設整備に当たっては、地域の状況に応じた適正な規模や配置等の検討に加え、持続的な地方創生の核としての機能を有することにも配慮した施設計画とすることが重要である。

例えば、地域社会が抱える課題の解決に向けた学びに重点を置く学校において、地域と連携した特色・魅力ある学びを推進する観点から、多様な入学生を積極的に受け入れるために、寄宿舎を整備することも有効である。

- ・ 専門学科を有する学校について、産業界と一体となって地域産業界を支える革新的職業人材の育成が求められており、最先端の職業教育を行う上で必要となる産業教育施設・設備の計画的な整備に対応した施設計画とすることが重要である。
- ・ 通信制課程を置く学校について、サテライト施設の教育水準の確保など高等学校通信教育の質保証を徹底していく必要性が指摘されており、生徒の学習の場としてふさわしい施設環境を確保することが重要である。

(3) 学校の組織、学級編制等の計画条件の検討

- ・ 高等学校改革を踏まえ、現在及び将来において、当該学校における学科の種類、全日制・定時制・通信制の課程の別などの計画条件を検討し確認することが重要である。



¹¹ なお、こうした複数の高等学校がそれぞれの強みを生かした教育活動を協働的に行うなどの必要性は、特に中山間地域や離島等に立地する小規模高等学校において身に迫ったものとして存在しているが、こうした取組の有用性は都市部に立地する高等学校においても認められるものである。

2. 生徒の主体的な学習活動を支援する施設整備

(1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する施設整備

- ・ 新学習指導要領においては、「何を学ぶか」に加え、「何ができるようになるか」、「どのように学ぶか」をより観点も重視している。
- ・ 新しい時代に必要となる資質・能力として、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力・人間性等の育成を図るため、各学校においては、生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと等が重要である。また、社会と連携・協働しながら必要な資質・能力を育む社会に開かれた教育課程の実現も求められている。
- ・ 新学習指導要領が目指す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図るため、今後の高等学校施設においては、そうした授業改善に資するための環境をどのように整備していくか、という観点が重要である。
- ・ これらの施設整備に当たっては、授業改善の理念や方向性などを踏まえ、学校全体として施設の在り方を考えていくことが必要であるとともに、生徒の学習意欲を喚起し、能力を最大限に引き出す環境づくりが重要である。

例えば、少人数学習も含め多様な学習活動に対応できるオープンスペースや家具、対話や発表をしながら学習を進めるためのラーニング・コモンズの整備、学校図書館を核として読書センター・学習センター・情報センターとしての役割を持たせる、といった取組が考えられる他、特別な教室等を用意するのではなく、普通教室そのものを一斉授業にも少人数学習にも対応できる自由度の高い空間にする、といった取組も考えられる。

また、学校の生活や学習において日常的に ICT を活用できる環境を整備していくことが重要である。

- ・ 階段、廊下、アトリウム等を探究の結果を発表する場として活用することも有効である。その場合は、プロジェクターで投影しやすい仕上げ材や成果物の掲示が可能な仕上げ材の使用、掲示スペースの確保が有効である。

(2) カリキュラム・マネジメントの一環としての環境整備

- ・ 今後の高等学校施設においては、必要な環境を「いかに整備するか」に加え「いかに活用するか」「いかに改善するか」という視点が一層重要である。これをカリキュラム・マネジメントの「教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと」という側面の一環として位置付け、教育内容や時間の配分等と効果的に組み合わせることにより、学習効果を最大化させる取組の促進が期待される。
- ・ 設計・計画においては、発注者である教育委員会等の学校設置者と設計者だけで進めるのではなく、学校、家庭、地域等の関係者と合意形成を図りながら検討を進めていくプロセスを構築することが重要であり、その際、教育活動等のソフト面と施設整備のハード面を結び付けるコーディネーター役となる学識経験者等が参画することも有効である。
- ・ 普通教室には様々な教材や機器が持ち込まれることから、活用方法や収納場所も含め全体をコーディネートして、学習環境を効果的に改善していくことが重要である。

- ・ 室内空間を構成する要素として家具は重要であり、生徒同士の対話や発表等様々な活動が行われることや、収納の観点からも、家具も含めて計画・整備を進めることが重要である。

(3) 各教科等への対応と教科等横断的な学習への対応

- ・ 新学習指導要領では、新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえ、情報科における共通必修科目「情報Ⅰ」の新設をはじめとする情報教育の充実や、外国語教育の充実、共通教科「理数」の新設、総合的な探究の時間への見直しが行われるなど、教科等の新設や目標・内容の見直しが行われた。
- ・ 情報活用能力の育成を図るためには、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段及びこれらを日常的・効果的に活用するために必要な環境を整えるとともに、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることが重要であり、普通教室に大型提示装置を設置することや、タブレット PC 等情報端末の収納場所、充電場所を確保することの他、タブレット PC 等の機器の使用を前提として、机の形状や教室の明るさ・広さについても検討することが重要である。

(本章 3. 情報化や国際化の進展に対応できる施設整備の視点としても整理)

- ・ 多様な教材、教具等を使用した授業や、高度な学習内容や学習形態に弾力的に対応するため、学習関係諸室相互の位置関係や生徒の動線等を考慮した計画とすることが重要である。
- ・ AI や IoT などの急速な技術の進展により社会が激しく変化している今日、これまでの文系・理系といった枠にとらわれず、様々な情報を活用しながらそれを統合し、課題の発見・解決や社会的な価値の創造に結び付けていく資質・能力の育成が求められている¹²ことから、教科等横断的な学習に柔軟に対応できるよう、学習関係諸室相互の位置関係や必要な施設機能を設定することが重要である。教科等横断的な学習のために各教科・科目等の教員等が情報交換や打合せを行いやすい空間を計画することも有効である。

2. の柱に関連する空間の写真に掲載予定

¹² 教育再生実行会議第 11 次提言において、STEAM 教育の推進が提言された。高等学校改革を取り上げた本提言において、STEAM 教育は「各教科での学習を実社会での問題発見・解決にいかしていくための教科横断的な教育」とされている。その後の中央教育審議会答申案では、STEAM 教育について、STEM (Science, Technology, Engineering, Mathematics) に加わった A の範囲を、芸術、文化のみならず、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲 (Liberal Arts) と定義し推進することが重要であるとしている。

3. 情報化や国際化の進展に対応できる施設整備

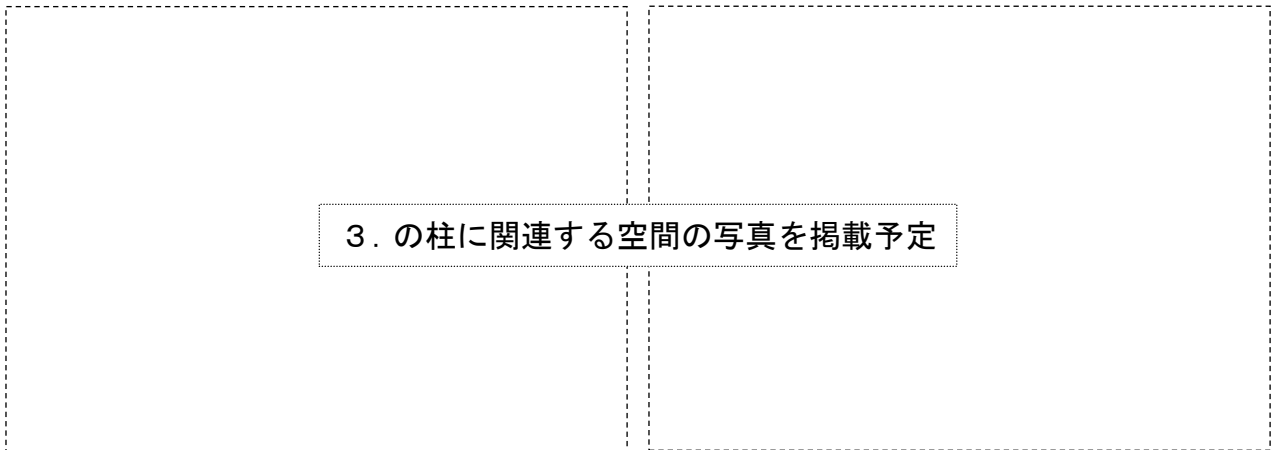
(1) 時代の要請に柔軟に対応できる施設

- 今日の科学技術の進展や情報化、国際化等の社会の変化に対応する高機能かつ多機能な学習環境を確保し、今後の学校教育の進展や学校に期待される役割に長期にわたり対応できるよう、空間構成の変更や設備、機器等の更新が容易に行えるような柔軟性のある計画とすることが重要である。

(2) 創造性を育む教育 ICT 環境の実現

- 新学習指導要領においては、情報活用能力の育成を図るためのコンピュータ等を活用した学習活動の充実について、新たに盛り込まれた。また、すべての生徒に対して質の高い教育を実現する上で ICT の活用は有効であり、遠隔教育の推進により、小規模校や中山間地、複式学級など様々な状況に対応した教育の充実、特別な配慮が必要な生徒の支援、教育の質向上のための優れた外部人材の積極的活用等を図ることや、先端技術の導入により、生徒の学習状況に応じた指導の充実を図ることの必要性等が指摘されている。
- Society5.0 時代の到来など生徒たちを取り巻く環境が大きく変化する中で、全ての生徒の可能性を引き出す個別最適な学びと、協働的な学びを実現していくために、GIGA スクール構想の実現を前提とした環境整備を図ることが重要であり、高等学校においても、一人一台の端末環境の整備を図るとともに、校内のどこでも日常的に ICT を活用できるよう、高速大容量通信ネットワーク環境を整備していくことが重要である。
- タブレット PC 等情報端末、教科書、ノート等の教材・教具を常時活用できる教室用机（新 JIS 規格）の導入、情報端末の収納場所や充電保管庫等の整備、遠隔会議システム、統合型校務支援システムの導入など、一人一台端末や遠隔・オンライン教育に適合した教室環境や教職員のための ICT 環境の整備を図ることが重要である。大型提示装置の設置のほか、移動式やスクリーンを兼ねるホワイトボード壁の設置も有効である。
- 一人一台端末の使用を前提として、教室の明るさや広さについても検討することが重要である。また、照明については、適宜各部の点滅等ができるよう計画することも有効である。
- EdTech（教育分野における、AI・ビッグデータ等の新しいテクノロジーを活用したあらゆる取組）の活用には不可欠なものとして学校 ICT 環境を整備することが重要である。
- 情報セキュリティの確保に向けて、生徒や外部の者からの機微情報への不正アクセスを防止するために、教職員及び生徒が利用する学習系システムと、教職員のみが利用する校務系システムを論理的（又は物理的）に分離するなど、適切な安全管理措置を講じることが重要である。

（一部、本章 2. 生徒の主体的な学習活動を支援する施設整備の視点としても整理）



3. の柱に関連する空間の写真に掲載予定

4. 安全でゆとりと潤いのある施設整備

(1) 求められる建物の性能の変化への対応

- ・ 事件や事故、自然災害に対する安全性だけでなく、音環境や温熱環境、光環境、空気環境等の快適性、児童生徒の学習空間、教職員の執務空間等の機能性、景観や文化の継承・保存、環境負荷の低減等の社会性、初期費用のみならず、維持管理のしやすさなどの経済性等、基本的な建築性能を確保・向上していくことが重要である。

(安全性の確保)

- ・ 安全性の確保については、構造体の耐震化だけでなく、天井や外壁等の非構造部材やブロック塀などの工作物等を含め、学校施設全体の安全性を高めていくことが重要であり、老朽化対策や維持管理もしっかりと行っていくことが重要である。
- ・ また、近年では自然災害が頻発・甚大化していることを踏まえ、校地を選定する際には地震、洪水、高潮、津波、雪崩、地滑り、がけ崩れ、陥没、泥流等の自然災害に対して十分な安全性を確保していくことが重要である。

(健康への配慮)

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、新しい生活様式も踏まえ、健やかに学習できる衛生環境の整備を行うことが重要である。
- ・ 快適性の確保については、居住性の向上という基本的な視点で、日照・採光・通風等に配慮するとともに、地域性や省エネルギーも考慮しながら、熱中症対策や衛生環境改善などのためにも冷暖房設備等の導入について検討することが重要である。
- ・ 冷暖房設備の導入に当たっては、断熱性など省エネ性能の向上の他、CO₂濃度低減など良好な室内環境確保のため、適切な換気方法について検討しておくことが重要である。また、効果の高い省エネの実施方法や換気の方法など、適切な使い方について周知していくことが重要である。

- ・ トイレについて、洋式便器を採用するなど、生活様式や生徒のニーズ等を踏まえた便所を計画することが重要であり、このことは衛生環境改善の観点からも重要である。

(機能性への配慮)

- ・ 新しい生活様式を踏まえ、普通教室そのものを一斉授業にも少人数学習にも対応できる自由度の高い空間にしていくとともに、学校全体を学びの場として有効に活用できるよう柔軟に計画していくことが望ましい。例えば、特別教室・教科教室等について、その教育内容・教育方法等に応じて複数の教科での共用も考慮し、それらの教科に必要な機能を確保できる面積、形状等としたり、実験用机等を可動なものとし、水栓、流しその他の設備を室内周辺に配置するなど、柔軟な運用が可能な計画とすることも有効である。
- ・ 断熱性や調湿性に優れ、温かみや味わいのある木材を内外装や建具、家具に積極的に取り入れることが望ましい。
- ・ エコスクール（環境を考慮した学校施設）や避難所として防災機能を備えた学校施設を、環境教育や防災教育における実物大の教材として活用することが重要である。
- ・ また、学校では様々な教材等を使用することから、空間を豊かに使うためにも、普通教室や特別教室、職員室等において効率的に収納できるスペースを設けることが重要である。

(長寿命化への対応)

- ・ 昨今、施設の長寿命化の必要性が強く指摘されている中、施設整備に当たっては、将来の教育活動の変化に対応するため、長期的な視点を持つことが重要である。
- ・ 増築や改修等が可能となるような配置計画とすることや、室の区画や仕上げ等は、将来の教育活動の変化に応じて変更可能とすること、改修整備を行いやすい施設とすることなど、長期間建物を有効に活用できる計画とすることが重要である。
- ・ 教育内容の変化や社会環境の変化などに対応し、学校施設を「長く使いこなす」ためには、個別施設計画を踏まえ、計画的な長寿命化改修と適切な維持管理を実施していくことが重要である。

(2) 防災機能の強化

- ・ 公立高等学校の約 75%程度が避難所に指定されており、学校施設がその役割を十分に果たしていくためにも、避難所としての防災機能を一層強化していくことが重要である。
- ・ トイレや備蓄倉庫、プライベートスペース、情報通信設備、電力・ガス、飲料水の確保だけでなく、大型車両による物資等の搬入を見据え、正門等の通行幅を十分に確保すること、作業スペースについても十分に確保しておくことが重要である。
- ・ 災害時に学校施設を地域住民に開放することも想定し、セキュリティの確保についてあらかじめ検討しておくことが重要である。

- ・ 避難所としての役割からも、冷暖房設備の導入も視野に入れつつ、温熱環境の改善方策を検討しておくことが重要である。また、ユニバーサルデザインの採用や、バリアフリー化を行い、利用者すべてに優しい学校施設としていくことが重要である。
- ・ 災害時に避難所となる学校施設については、地方公共団体の防災担当部局が中心となり、学校設置者、自主防災組織、地域住民等と連携しつつ、地域住民に開放する部分とそれ以外の部分を明確に区分し、避難者の居住スペースや避難所運営に必要なスペースを設定した学校施設の利用計画等を策定するとともに、関係者に周知しておくことが重要である。特に、避難所の運営方法については、教育活動の再開も見据えつつ、防災担当部局等と十分に連携することが重要である。

(3) インクルーシブ教育システムの構築、生徒の多様化への対応

- ・ 近年では、障害、性別、国籍、経済上の理由などにかかわらず、「共に育つ」ことを基本理念として、物理的・心理的なバリアフリー化を進め、インクルーシブな社会環境を整備していくことが求められており、高等学校においても、インクルーシブ教育システムの構築や合理的配慮の基礎となる環境整備（基礎的環境整備）として、既存施設を含めて、車椅子使用者用トイレやスロープ等による段差解消、エレベーター等のバリアフリー化を一層推進していくことが重要である。
- ・ 高等学校においては、小中学校から発達障害のある生徒などが進学している状況を踏まえ、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成・活用し、障害の状態や特性等を踏まえつつ、適切な指導及び必要な支援を可能とする施設環境を計画することが重要である。例えば、落ち着いて勉強ができるスペースやクールダウンできるスペース、医療的ケアの実施に配慮されたスペースを確保することも有効である。
また、高等学校では、平成30年度から通級による指導が制度化されたことを踏まえ、通級による指導を適切に行うことを可能とする関係室を整備することが重要である。
- ・ 特別支援教育は、年度によって対象となる生徒の数や状況等が大きく変動するため、自由度の高い空間を整備し、状況に応じたスペースを再設定・再構築していくような仕組みとすることも有効である。
- ・ 高等学校においては、外国籍の生徒に加え、日本国籍ではあるが日本語指導を必要とする生徒も増加していることを踏まえ、個別にサポートができるスペースの確保も重要である。
- ・ 性同一性障害や性的志向・性同一性に係る生徒に対するきめ細かな対応の実施が求められており、学校における支援の事例¹³を踏まえた施設環境の整備の検討が有効である。

(4) 教職員の働く場としての機能向上

- ・ 学校施設は生徒の学習・生活の場であるとともに、教職員が働く場でもある。そのた

¹³ 平成27年に文部科学省が発出した通知（「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」（平成27年4月30日、27文科初児生第3号））において、保健室や多目的トイレ等について更衣室としての使用を認める、職員トイレや多目的トイレ等について生徒の使用を認めるなど、学校における支援の事例が示されている。

め、授業を行う教室はもとより、職員室や準備室等においても、教職員がより効果的・効率的に授業の準備や研修、様々な校務等を行うことができるよう、執務環境としてふさわしい基本的な機能を確保することが重要である。

- 新学習指導要領で示された資質・能力の育成を図るため、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくことや、専門スタッフの参画等、多様な人材によるチーム学校として学校運営を進めていくことが求められていることから、多くの関係者と連携・交流ができる環境とすることが重要である。
- また、多様化が進む生徒に対応するためにも、教職員が十分に勉強や研修を行える環境づくりが重要である。
- さらに、教員の事務負担を軽減するとともに、事務職員の質の向上に取り組むため、複数の学校の事務業務を共同で行う「共同学校事務室」の設置など、教育委員会と連携した学校事務の適正化・効率化を進めていくことが重要であり、共同学校事務室において学校施設の安全点検を共同で実施したり、修繕の情報を学校間で共有するなど、学校施設の整備や維持管理に係る連携体制を構築することも有効である。
- これらを踏まえ、教職員が打合せや作業、学校事務、専門スタッフとの連携・情報交換等ができる、多目的な使用が可能な共有スペースや、冷暖房設備の整備等による快適な温熱環境の確保、教職員がリフレッシュや円滑な情報交換等ができる専用のスペース等により、教職員が働きやすい環境を施設面においても確保することが望ましい。
- 統合型校務支援システム等の ICT が活用できる環境を整備するとともに、職員室が乱雑にならないよう電源や配線についても留意することが重要である。また、ICT を活用する場合、情報セキュリティを確保するため、教職員及び生徒が利用する学習系システムと、教職員のみが利用する校務系システムを論理的（又は物理的）に分離するなど、適切な安全管理措置を講じることが重要である。

4. の柱に関連する空間の写真に掲載予定

5. 地域の人材育成、生涯学習の場としての役割やまちづくりにも配慮した施設整備

(1) 多様な人材の参画による学校運営の推進

- ・ これからの時代に必要となる資質・能力の育成だけでなく、地域とともにある学校づくり等の観点からも、学校と地域はパートナーとして相互に連携・協働していくことが求められており、新学習指導要領が目指す社会に開かれた教育課程の実現や、チームとしての学校、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の推進などの取組が進められている。
 - ・ 特に、複雑化・多様化した課題を解決するため、教員の他、心理や福祉に関する専門スタッフや学校司書、特別支援教育支援員、部活動指導員等、専門性に基づくチーム体制の構築が進められている。
 - ・ また、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進により、地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員をはじめ、保護者、地域住民、企業、団体等様々な関係者・組織が子供たちの成長を支えていくことが期待されている。
 - ・ このような多様な人材等による学校運営への参画のため、また、地域住民等が学校と協働して行う活動の実施、地域住民の生涯学習の場として、執務や作業、情報交換等を行うことができるスペース等を確保することが重要である。
 - ・ これからの高等学校教育においては、地域の自治体や産業界、社会教育機関、地域のNPO法人などの多様な主体との連携・協働体制を構築するとともに、他の高等学校や高等教育機関等の関係機関との連携・協働を図ることで、各高等学校を取り巻く課題や状況に対応し、20年後・30年後の社会像を見据えた特色・魅力ある教育を行うことが求められていることから、様々な人材を受け入れ、教育活動への多様な活力の導入・活用を促す諸室の整備等を計画していくことが重要である。関係機関と連携・協働を図る空間は、コミュニケーションや創造性を誘発する魅力的な空間であることが望ましい。また、協働の成果を展示・発信するためのスペースを確保することも有効である。
- (本章1. 特色・魅力ある高等学校づくりを推進するための施設整備の視点としても整理)
- ・ その際、教職員との連携に配慮した配置計画に留意する一方で、生徒に関する情報の流出等がないよう情報の管理に留意することが重要である。
 - ・ なお、生徒や教職員が地域社会や関係機関等に出向いて活動したり、情報交換したりすることも考えられることから、校外のスペースを活用していくことも有効である。

(2) 地域の拠点としての施設整備

- ・ 学校施設を含む公共施設の老朽化の進展や厳しい財政状況等を背景として、今後益々、公共施設を効率的に運用していくことが求められている。学校施設の整備に当たっては、将来のまちづくりを見据えた地域の拠点としての役割を踏まえつつ、地域全体の公共施設の状況や今後の総人口・年代別人口の見通し等を踏まえ、他の学校等とのプールなどの施設・設備の共用・集約化や他の公共施設との複合化、学校体育施設の一般開放、余裕教室の活用等を検討することが重要である。

- ・ 学校施設の複合化の検討に当たっては、学習環境の高機能化・多機能化に資するような計画にすることや、多様な世代との交流や地域コミュニティの強化につながる計画とすることが重要であり、学校のスクール・ミッション等を踏まえ、連携・協働する機関との施設の複合化・共同利用を検討することも有効である。その際、学校運営協議会に保護者の代表や地域住民の他、複合施設の運営者や利用者が参画することで、学校施設の活用・改善、地域の拠点としての役割の強化、チームとしての学校の幅の広がりが期待できる。
- ・ 複合施設においては、生徒や地域住民等の多様な人々が利用することになるため、利用形態に応じた事故の発生防止や防犯機能の確保に十分配慮することが重要である。安全性の確保のためには、開放するエリアを明確に区分できる計画とすることや、施設へのアプローチを二方向にして、運営に合わせて可変的に調整することも有効である。
- ・ PFI 手法等により民間のノウハウを活用した施設の整備・維持管理や、都道府県と市町村の協働による施設の整備・維持管理、市町村の小中学校等の廃校施設を活用した高等学校の整備など、多様な資源を活用した整備・維持管理を検討することも有効である。また、既存の施設における余裕教室の活用方法や改修によって新しい学びの場をつくる事例も広めていくことが有効である。

5. の柱に関連する空間の写真に掲載予定

第3章 高等学校施設整備指針の改訂案

1. 高等学校施設整備指針の沿革

公立学校施設の整備においては、戦後、その主となる構造が木造から鉄筋コンクリート造に移ったこと等により、補助事業建物の質的向上と経費の効果的な使用を図るため、従来より一層適切な設計・計画に対する配慮が必要であったことから、昭和42年に校舎、屋内運動場等に関する建築計画及び設計の留意事項を記述した「学校施設指導要領」が策定された。

「学校施設指導要領」は、昭和49年に名称を「学校施設設計指針」に改めるなど数次の改訂が行われたが、学校を取り巻く社会的な情勢の大幅な変化を受けて、平成3年度から「学校施設整備指針策定に関する調査研究」が実施され、平成4年に「小学校施設整備指針」及び「中学校施設整備指針」が、平成6年には「高等学校施設整備指針」が策定された。

「学校施設整備指針」は、児童生徒の健康と安全はもとより、教育内容、教育方法等の多様化への対応など学校施設に固有に求められる機能を確保し、学校施設としての質的向上を図るため、学校施設の計画・設計上の留意点を示したものである。

その後、特色ある高等学校づくりの推進や生徒の主体的な学習活動の支援、情報化や国際化の進展等に対応するとともに、学校施設の防犯対策の推進、既存学校施設の耐震化の推進、建材等から放散される化学物質による室内空気汚染の防止対策等に関連する記述を追加するため、平成16年1月に、高等学校施設整備指針が全面的に改訂された。

平成19年7月には、特別支援教育を推進するために関係法令の改正が行われ、施行されたこと等を受け、特別支援教育を推進するための施設整備の基本的考え方や、学校施設全体のバリアフリー化に関する記述などが充実され、平成21年3月には、学校施設の事故防止対策に関する記述が充実された。

平成23年3月には、自発的な学習を促すための空間等や、理数教育の充実、キャリア教育・職業教育の充実への対応など学習指導要領の改訂や社会的状況の変化を踏まえ、全面的に改訂された。また、平成26年7月には、東日本大震災において顕在化した課題などに対応するため、学校施設の津波対策及び避難所としての防災機能の強化、学校施設の老朽化対策などに関する記述が充実され、平成28年3月には、学校施設を取り巻く今日的課題に対応するため、学校施設の複合化、長寿命化対策、木材利用に関する記述が充実された。

このように学校施設整備指針は、学校施設を取り巻く社会状況の変化や課題等を踏まえ、これまで何度も改訂が重ねられ、内容の充実が図られてきたところである。

2. 高等学校施設整備指針改訂の主なポイント

第2章までの議論及び現行の高等学校施設整備指針を踏まえつつ、本項に高等学校施設整備指針改訂の主なポイントを、次項に高等学校施設整備指針の改訂案（変更箇所を明示したもの）を提示する。

◆ 新時代に対応した高等学校改革への対応

- ・ 高等学校改革を踏まえ、各高等学校における特色・魅力ある教育に対応した施設計画の重要性等を追記。

◆ 新学習指導要領等への対応

- ・ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する施設整備や、教科等横断的な学びに対応した施設整備の重要性等を追記。

◆ 創造性を育む教育 ICT 環境の実現

- ・ 一人一台端末及び高速大容量通信ネットワークの整備をはじめ、ICT を日常的に活用できる環境づくりの重要性等を追記。

◆ 学校施設の安全性や衛生環境等の確保

- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止のための衛生環境の確保などの重要性等を追記。
- ・ 照明設備や冷暖房設備、換気設備等も組み合わせ良好な環境を確保することや、洋式便器の採用など生活様式等を踏まえた便所を計画し衛生環境を確保する重要性を追記。
- ・ 新しい生活様式を踏まえ、学校施設全体を学びの場として有効に活用できるよう柔軟に計画する重要性を追記。

◆ インクルーシブ教育システムの構築、生徒の多様化への対応

- ・ バリアフリー化及びユニバーサルデザインの推進に関する記述を充実。
- ・ 特別支援教育への対応として通級による指導のための関係室の記述を追記するほか、生徒の多様化への対応に関する記述を追記。

◆ 教職員の働く場としての機能向上

- ・ 働く場としてふさわしい環境として整備することの重要性を追記。
- ・ チームとしての学校を支える専門スタッフ等のスペース確保の重要性を追記。

◆ 地域との連携・協働の推進

- ・ 地域社会や高等教育機関等の関係機関と連携・協働を推進するため、多様な人材の受け入れ、活動するスペース確保の重要性を追記。
- ・ 地域全体の公共施設の状況等を踏まえ、他の公共施設との複合化・共用化等を検討することの重要性を追記。

3. 指針改訂案（見え消し資料）

（作成中） ※第5回高等学校施設部会後に委員各位に照会予定

4. 高等学校施設整備を推進していくための方策

- ※ 高等学校施設整備指針の改訂や高等学校施設の好事例の整理・発信、普及・啓発などの方策を整理
- ※ 財政支援策については、一般財源を基本としつつ、緊急防災・減災事業債などの地方財政措置を積極的に活用することを周知